

## ■中古住宅解体新築支援事業補助金の申請の流れ

### 1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください。  
申請期間は **4月15日(月)～2月28日(火)まで** です。(予定)  
※予算額に達した場合、募集期間内でも締め切らせていただきます。

#### <必要書類>

- ① 補助金交付申請書
- ② 中古住宅の取得に関する契約書の写し
- ③ 申請者、同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る住民票の写し  
(コピー不可。取得後3か月以内のもの。)
- ④ 申請者、同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る佐倉市税の納税証明書  
(取得後3か月以内のもの。令和3年1月1日に佐倉市に住民票が無い場合、提出不要。)
- ⑤ 解体工事に関する契約書の写し
- ⑥ 中古住宅の登記事項証明書(コピー不可。取得後3か月以内のもの。)
- ⑦ 中古住宅の位置図
- ⑧ 新築住宅の建築に係る請負契約書の写し
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

※委任を受けた方が申請する場合は委任状  
(同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)

※添付書類についてはご相談ください。

### 2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を通知します。**通知交付後、解体工事を開始してください。(着工前の写真を必ず撮影してください。)**

### 3. 解体工事の実施

- 解体工事を開始してください。
- 工事状況が確認できるように、解体する中古住宅の工事前、工事後の写真を撮影してください。

### 4. 代金の支払い

- 領収書を受け取ってください。

### 5. 実績報告

- 下記の必要書類を揃え、**令和4年3月上旬まで**に住宅課窓口へ提出してください。

#### <必要書類>

～次ページへ続く～

## ■中古住宅解体新築支援事業補助金の申請の流れ



- ① 補助金実績報告書
- ② 中古住宅を解体した経費に係る領収書の写し
- ③ 解体工事の施工前及び施工後の写真
- ④ 新築住宅の確認済証の写し
- ⑤ 新築住宅着工報告書
- ⑥ 新築住宅の着工が確認できる写真
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

### 6. 補助金の交付請求

- 住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義の口座）へお振込みをします。